

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省庁	ページ
32	地方創生関係の計画の整理・合理化	内閣官房、内閣府	1
34	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲	経済産業省	7
21	農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和	農林水産省	17
28	土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し	農林水産省	22
22	農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し	農林水産省、文部科学省	29
27	農村地域産業等導入基本計画の廃止等	農林水産省	41
33	地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定	消費者庁	47

地方版総合戦略の策定について

○地方創生については、まち・ひと・しごと創生法において、国がまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるとともに、各地方公共団体において、国の総合戦略を勘案して、地域の実情に応じ、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画として、地方版総合戦略を定めるよう努めなければならないとされているところ。

○地方公共団体が、地方版総合戦略を策定しやすくなるよう、技術的助言として、「地方版総合戦略の策定・効果検証の手引き」を作成し、地方公共団体にお示ししている。

○ まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）抜粋

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(…)

※市区町村についても、第10条で同様の規定あり。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○「次期『都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略』の策定について（通知）（令和元年12月20日付け 閣副第769号 府地創第118号）抜粋

(…)
国は、第2期「総合戦略」を勘案し、各地方公共団体において、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、次期「地方版総合戦略」を策定していただくようお願いいたします。その際、別途提供する「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年12月版）」に留意すべき事項を記載しているため、その趣旨を十分御理解の上、策定していただくようお願いいたします。

(…)
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

■地域再生計画

- ・ 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定。認定を受けると、**税財政や個別法の特例措置等を受けられる**
- ・ 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」、「経済基盤の強化」、「生活環境の整備」が3本柱
- ・ 地域再生法は各府省横断的・総合的な施策を載せる共通プラットフォームとして機能

○地域再生法（平成17年法律第24号）

第十三条

国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の**認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合**において、同号に規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、**予算の範囲内で、交付金を交付することができる。**

2・3（略）

第五条 1～3（略）

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略((略))に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業または同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略((略))に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の**多様な主体との連携**又は**分野の異なる施策相互の有機的な連携**を図ることにより**効率的かつ効果的に行われるもの**その他の**先導的なもの**に関する事項

イ・ロ（略）

5（略）

6 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、**地域再生計画を作成することを提案することができる。**この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業（**地域再生を図るために行う事業**）を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の**地域再生計画に関し密接な関係を有するもの**

7～14（略）

15 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が**次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。**

- 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

16・17（略）

18 内閣総理大臣は、第十五項の認定をしたときは、**遅滞なく、その旨を公示しなければならない。**

地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画等の位置付け等

■地方創生推進交付金実施計画・地方創生拠点整備交付金施設整備計画

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

第五条

補助金等の交付の申請（(略)）をしようとする者は、政令で定めるところにより、**補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項**を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

第六条

各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が**法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか**、補助事業等の**目的及び内容が適正であるかどうか**、**金額の算定に誤がないかどうか等**を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（(略)）をしなければならない。

○地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日府地事第16号）

第5 地域再生法第5条第4項第1号イの事業に関する**実施計画の作成及び提出等**

1 実施計画の作成及び提出

地域再生法第5条第4項第1号イの事業に関する交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、第4に掲げる地域再生計画の認定の申請のほか、別に定めるところにより**実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出**するものとする。

（※地方創生拠点整備交付金についても、地方創生拠点整備交付金制度要綱において同様に規定）

主な記載事項

①交付対象事業の名称・連携先地方公共団体名、②交付対象事業の背景・概要、③関連事業の概要、④交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）、経費内訳、費用対効果分析等、⑤交付対象事業の予算計上時期、⑥本事業の効果検証及び事業見直しの方法、時期、⑦交付対象事業の仕組み、⑧先導性に係る取組、⑨地方公共団体別交付対象事業経費内訳

【地域再生計画と地方創生推進交付金実施計画等のイメージ】

地方公共団体が
策定する基本的方向

地方版総合戦略

まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（公表）

記載の例

- ・基本目標
地方への新しいひとの流れをつくる事業
- ・取組事業
観光振興・交流人口拡大事業

内閣総理大臣が認定
交付金の交付が可能となる

地域再生計画

地方版総合戦略に記載されている事業のうち先導的なものを記載（公表）

記載の例

- ・DMOと連携した地域周遊・滞在型観光推進プロジェクト（R3年～R5年）

審査のうえ結果を公表し交付決定

実施計画・施設整備計画

交付金の交付のための審査に必要な詳細な内容を記載（非公表）

記載の例

- ①農業体験観光ツアーの造成（R3年3百万円）
- ②観光関連情報連携プラットフォームの構築（R3年1千万円）
- ③地場産品を活用した新商品の開発（R3年2百万円）

これまでの事務手続・内容の簡素化等について

▶

	実施内容
事務手続・内容の簡素化等	<p>(地域再生計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画と実施計画の記載内容の共通化 ・地域再生計画の記載内容の省略化 ・地域再生計画の自動作成ツールの配布 ・地域再生計画の提出書類の一部廃止・簡素化 <p>(地方創生推進交付金実施計画・地方創生拠点整備交付金施設整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先駆的事業の実施計画書に関する検索データベースの構築 ・事業設計の参考となる情報の早期提供
交付決定時期の早期化	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回募集について交付決定を4月1日に前倒し
企画立案支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生事業実施のためのガイドライン・地方関係交付金の活用事例集の公表 ・サテライトオフィス・地方説明会及び事前相談（随時）

今回の提案内容と対応方針

提案の内容	具体的な提案内容	対応方針
5 計画の整理・合理化	地域再生計画及び実施計画の重複事項の省略・記載内容の簡素化（管理番号133、155、156）	両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、 <u>令和3年度中に地方公共団体の負担軽減を図る観点からさらなる簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。</u>
	実施計画が不採択となった場合の地域再生計画の取下げ手続（管理番号133）	実施計画が不採択となった場合の地域再生計画の申請の取下げ手続の簡素化について、 <u>令和3年度中に地方公共団体の負担軽減を図る観点からさらなる簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。</u>
	複数事業がある場合の地域再生計画における包括認定（管理番号155、156）	同一事業を複数地区で行う場合等は同一地域再生計画に併記することを可能としているところ。複数事業を同一地域再生計画に併記できる場合がある旨、 <u>令和3年度中に周知する。</u>
スケジュール等の見直し	地域再生計画及び実施計画の提出時期（管理番号161）	申請期間のあり方について、 <u>地方公共団体の意見を聴取したうえで、令和3年度中に検討を行い、結論を得る。</u>
	窓口の一本化（管理番号133）	審査担当の相互の連携のあり方等について、 <u>令和3年度中に地方公共団体の負担軽減を図る観点から検討を行い、結論を得る。</u>

地方創生推進・拠点整備交付金と地域再生計画認定スケジュール

